

清流通信「四万十川物語」

第51章(平成13年5月10日)

送信者：高知県 四万十川流域振興室

TEL(088)823-9795 FAX(088)823-9296 E-mail shimanto@pref.kochi.jp

四万十川の清流基準

清流通信の読者のみなさま、こんにちは。今年のゴールデンウィークも、四万十川は大勢の観光客でにぎわいました。今回は、平成12年度に四万十川及び主要支川で行った「にごり」に関する調査についてお伝えします。

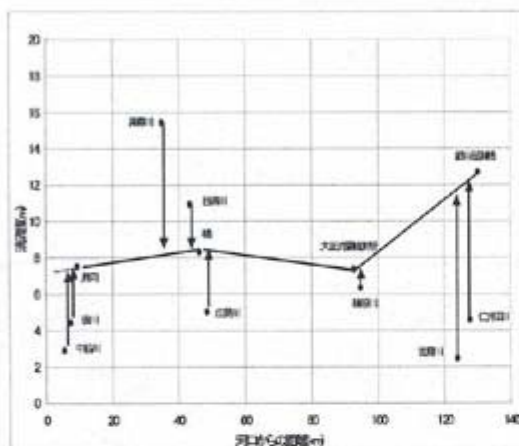


図1 清流度分布 (H12.12.12 ~ 13)

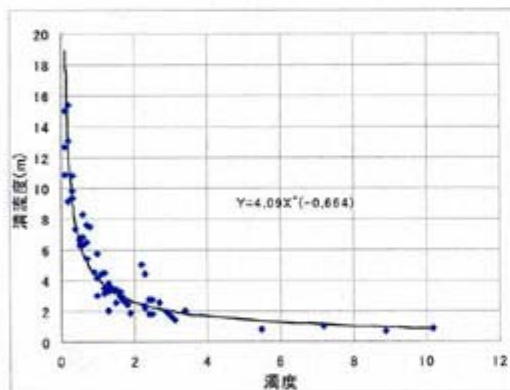


図2 清流度と濁度の関係

四万十川(本川)は河川環境基準の最上位であるAA類型に指定され、SS(浮遊物質濃度)の基準は25mg/l以下となっています。平成12年度の調査では、ほとんどすべての地点で、SSが1mg/lまたは1未満でした。

図1に平成12年12月の清流度(水平方向の透明性)測定結果を、図2に、清流度と濁度の関係を示しました。

図2からは、ほとんど懸濁物質を含まない領域では、懸濁物質がほんのわずかでも増えると、清流度が急激に減少することがわかります。人間の目を見た水の清らかさは、懸濁物質濃度に極めて敏感です。

黒尊川では清流度が20mを超え(図2で見ると、濁度で0.1~0.2度)、四万十川本川においても10m以上(同0.5度)に及ぶときがあります。これが「最後の清流」といわれるゆえんです。

このことは、もし現在の清流度を維持し続けようとする、濁度が1mg/lを下回るような状態を保全していく必要があることを意味します。

四万十川流域振興室では、現在、四万十川条例清流基準-清流保全目標-策定のための準備をすすめています。これらの調査結果を踏まえ、各地点の清流度の基準値をいくりにするのか、また、今後のにごり対策をどう進めるかが課題です。

四万十森林記行

中村林業事務所では、「木の文化ネットワーク」の構築を目指し、毎週木曜日に「四万十森林記行」を配信しています。森林・林業・山村・自然環境、木の文化などに関わる情報発信を行っていますので、関心をお持ちの方は、四万十森林記行編集局(高知県中村林業事務所内)まで、お問い合わせください。

TEL: 0880-35-5977 FAX: 0880-35-5585 E-mail: chikau_matsumoto@ken3.pref.kochi.jp